病欠証明書

学	校	名	4	上陸学院	中学校	• 高	等学校	
学年	•組•与	手齢		年	組		歳	
氏		名						
住		所						
病 名 上記の疾病により、 年 月 日より 日間の 休養を (要する ・ 要した) ことを証明する。								
				年	月	日		
			医療機関名					
			住所					
			医師名				印	

この証明書は「学校において予防すべき感染症」による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第19条)

- (1) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるもの)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスによるもの) <感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による>
 - ・特定鳥インフルエンザ (H5N1)
 - ・新型インフルエンザ等感染症
 - · 指定感染症 · 新感染症
- (2) インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、 流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
- (3) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
 - * 本校では、感染性腸炎(ノロウイルスによると疑われる)は「(3)その他の感染症」として扱う。